

工期15か月を超える契約の場合は、次による。

第8条 請負代金は、〇〇〇〇年度 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【〇〇〇〇年度工事出来高予定額の10分の4】以内、〇〇〇〇年度 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【〇〇〇〇年度工事出来高予定額の10分の4】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領後にするものとする。

ただし、〇〇〇〇年度【この契約を締結した会計年度以外の会計年度を記載】においては、前年度の工事出来高予定額が達成した以降で、かつ、予算の執行が可能となる時期以降でなければ、前払金の支払いを請求することはできない。

第9条 前金払については、別記の工事請負契約基準第35中の「契約書記載の工事完成の時期」を「契約書記載の工事完成の時期（〇〇〇〇年度にあっては、〇〇〇〇年度末）【最終の会計年度以外の各会計年度末を記載】」と読み替えるものとする。

また、〇〇〇〇年度における前年度の工事出来高予定額が達成しないときには、当該工事出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、別記の工事請負契約基準第36第3項の規定を準用する。

特別重点調査を実施した者と契約を行う場合は、請負代金額の10分の2以内の額とする。

第9条 請負代金については、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【請負代金額の10分の2】以内の額を中間前払金として請求書及び保証事業会社の保証証書を受領後に前払するものとする。

[本条は、中間前金払をする場合に記載すること。]

部分払をする場合の記載は、次によること。

第9条 請負代金については、部分払するものとする。

第10条 請負代金は、〇〇〇〇年度においては 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【請負代金額の10分の〇又は〇〇〇〇年度工事出来高予定額の10分の9】を支払限度額とする。残額は〇〇〇〇年度において支払う。

[本条は、国庫債務負担行為の場合に記載する。]

第11条 契約保証金は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円【請負代金額の10分の1又は10分の3のいずれかを記載すること。】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

政府調達協定適用対象工事の場合又は、特別重点調査を実施した者と契約を行う場合は、10分の3とする。

契約保証金の納付を免除する場合の記載は、次によること。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について〇〇工事保険契約を締結するものとする。

[本条は、保険契約を求める場合に記載すること。]

第13条 別記の工事請負契約基準第56第2項を次のとおり読み替えるものとする。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (4) 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に国立大学法人東北大学の競争加入者心得第15の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

[本条は、政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事の場合に記載する。]

第14条 受注者は、採用された別紙の提案内容を履行しなければならない。

第15条 受注者の責めにより、前条の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第16条 受注者の責めにより、第15条の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

[第14条～第16条は、総合評価落札方式による場合に記載する。]

第17条 受注者は、環境緑化工事（種子吹付工事等種子を使用した環境緑化工事を除く。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、植栽した樹木及び地被植物（以下「植栽樹木等」という。）が工事完成引渡し後1年以内に引渡したときの状態で枯死、倒木、流失、折損又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。以下同じ。）となった場合は、1回に限って、次の各号に掲げる場合に依り各号に定めるところにより植替え等をするものとする。ただし、地震、噴火、津波、騒乱若しくは暴動によって植栽樹木等が枯死、倒木、流失、折損若しくは形姿不良となった場合、利用者の踏圧などの人為的な事由によって植栽した地被植物が枯死した場合又は火災、落雷、破裂若しくは爆発以外の事由によって植栽樹木等が倒木、流失若しくは折損した場合は、この限りでない。

一 新植工事の場合 当初の植栽樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

二 移植工事の場合 移植した樹木を伐採し、除根した後に整地するものとする。

[本条は、環境緑化工事（建築工事等で環境緑化工事を含む場合も含む。）で枯損補償を求める場合に記載する。]

第18条 建設発生土の搬出先については、別冊の設計図書に定めるとおりとする。

[本条は、工事現場から建設発生土を搬出する予定である工事の場合に記載する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。]

第19条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

[本条は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合に記載する。]

第20条 別記の工事請負契約基準第4第2項及び第7項並びに第54第2項中の「10分

共同企業体と契約する場合は、次によること。

この証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

受注者

○ ○ ・ ○ ○ ・ ○ ○ 特定建設工事共同企業体

代表者【住所】

【法人等名】

【代表者氏名等】 印

構成員【住所】

【法人等名】

【代表者氏名等】 印

構成員【住所】

【法人等名】

【代表者氏名等】 印